

雇児発0515第12号
平成25年5月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

新制度を見据えた保育所の設置認可等について

保育所の設置認可については、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）を指針として行っていたところである。保育所入所待機児童（以下「待機児童」という。）の解消等の課題への取組を容易にするため、上記通知により保育所の設置主体の制限をなくした結果、平成24年4月1日現在、23,711箇所の子どもの保育所の設置主体別の内訳は、株式会社が376箇所、特定非営利活動法人が85箇所、学校法人が508箇所などとなっている。また、平成23年度中に保育所全体で326箇所増となっている中で、設置主体別では、株式会社が88箇所増、特定非営利活動法人が10箇所増、学校法人が74箇所増などとなっており、待機児童の解消に向けて成果を挙げている地方公共団体の中には、多様な主体による保育所の設置が進んでいるものもみられる。

平成24年8月22日には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）が公布され、現在、その施行に向けた準備が進められているところである。上記の法律の施行後の保育所に係る制度（以下「新制度」という。）においては、保育所の設置認可に係る取扱いが別添のように改められ、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から保育所の設置に係る申請があった場合には、認可するものとされた。

待機児童の解消は、喫緊の課題であって、本年4月19日に内閣総理大臣から公表された「待機児童解消加速化プラン」においても国と地方公共団体が、ともに全力を挙げて取り組むこととされており、保育需要が充足されていない地域において、その解決のための積極的な対応が求められている。

このため、保育需要が充足されていない地域においては、新制度施行前の現時点においても、新制度施行後を見据え、積極的かつ公平・公正な認可制度の運用をしていただくようお願いする。

また、併せて、保育の実施主体である管内市町村（特別区を含む。）に対しても、本通知の趣旨を周知していただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

【別添】

「子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」（平成24年8月31日府政共生第678号・24文科初第616号・雇児発0831第1号）（抄）

第3 整備法関係

2 主な改正内容及び留意事項

(1) 児童福祉法の一部改正関係

⑧ 保育所の認可について（第35条及び第39条関係）

- i) 都道府県知事は、保育所に関する認可の申請があったときは、児童福祉施設の設備及び運営についての条例で定める基準（保育所に係るものに限る。）に適合するかを審査するほか、保育所を行うために必要な経済的基礎があること等の基準（申請者が社会福祉法人又は学校法人でない場合に限る。）及び第35条第5項第4号に規定する欠格事由に該当しないこととする基準によって、その申請を審査しなければならないこととしたこと。（第35条第5項関係）

- iv) 都道府県知事は、審査の結果、その申請が児童福祉施設の設備及び運営についての条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第35条第5項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第4号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、保育所の認可をするものとしたこと。（第35条第8項関係）

- v) 都道府県知事は、特定教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める必要利用定員総数に既に達している場合等は、保育所の認可をしないことができることとしたこと。（第35条第8項関係）